



認可外保育施設への 指導監督に対する Q&A集

このQ&Aの位置づけ

- 認可外保育施設の指導監督に当たっては、従来、国からの技術的助言である「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発177号通知）の別紙「認可外保育施設指導監督の指針」（以下、「指導監督指針」という。）及びその別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下、「国の指導監督基準」という。）を踏まえ、各都道府県等における指導監督基準等に沿って実施いただいているところです。
- また、各都道府県等においては、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付け雇児発0121002号通知）（以下、「証明書通知」という。）に基づく証明書交付に当たって、国の指導監督基準の解釈・適合判断を行っていただいているところです。
- 本Q&Aは、以上の事務を実施いただくに際し、国の指導監督基準や指導監督指針に関することも家庭庁の見解をお示しするものです。証明書通知の運用については、当該証明書が、認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税の対象施設か否かの判断根拠とも今後なり得るものであることから、従来、全都道府県等を通じて統一的な取扱いが求められることについて特に留意願いたい旨をお伝えしているところですが、その上で、本Q&Aは、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものとしてお示しするものですので、御了知ください。

Question 一覧

I. 認可外保育施設指導監督の指針

第1 総則

2. この指針の対象となる施設

- | | | |
|----|-------------------------------------|-----|
| Q1 | 市町村が設置しているへき地保育所について | P.6 |
| Q2 | 幼稚園に併設している認可外保育施設について | P.6 |
| Q3 | 教育を目的とする施設の「1日4時間以上、週5日、年間39週以上」の解釈 | P.7 |
| Q4 | 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設について | P.7 |
| Q5 | 企業主導型保育事業の証明書の交付について | P.7 |

3. 指導監督の事項及び方法

- | | | |
|----|--|-----|
| Q6 | 「認可外保育施設指導監督基準」及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の関係性について | P.8 |
|----|--|-----|

4. 認可外保育施設の把握

- | | | |
|-----|----------------------------------|------|
| Q7 | 就学児童の預かりのみを実施している施設の届出の必要性について | P.8 |
| Q8 | 「半年を限度として臨時に設置される施設」の解釈 | P.9 |
| Q9 | 過去に事業停止命令等をうけた設置者の考え方 | P.9 |
| Q10 | 事業開始や変更後の1か月以内の届出期限を過ぎた場合の過料について | P.10 |

第2 通常の指導監督

2. 報告徴収

- | | | |
|-----|-----------------------------|------|
| Q11 | 運営状況報告がない場合の対応について | P.11 |
| Q12 | (留意事項13)の変更届出事項の対象 | P.11 |
| Q13 | (留意事項14)の「保育している」乳幼児の人数について | P.12 |
| Q14 | (留意事項14)の「保育に従事している」職員数について | P.12 |

Question 一覧

I. 認可外保育施設指導監督の指針

第2 通常の指導監督

3. 立入調査

Q15	届出対象外施設の立入調査	P.13
Q16	へき地保育所への立入調査	P.13
Q17	(留意事項16)における「宿泊を伴う保育」の解釈	P.13
Q18	特別立入調査の考え方	P.14
Q19	改善指導後の回答がない場合、証明書を返還させる場合の対応	P.14

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督

1. 改善指導

Q20	改善の計画を求めても改善につながらない場合	P.15
-----	-----------------------	------

2. 改善勧告

Q21	改善勧告を行う場合の近隣児童福祉施設との調整	P.16
Q22	利用者の情報の把握	P.16
Q23	改善勧告発出に至るまでの改善指導の回数	P.17

第4 事業停止命令又は施設閉鎖

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

Q24	事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象	P.17
Q25	事業停止命令又は施設閉鎖命令の要件③	P.18

Question 一覧

Ⅱ.認可外保育施設指導監督基準

第1 保育に従事する者の数及び資格

全体について

Q26	「1日に保育する乳幼児の数」の解釈について	P.19
Q27	区分ごとの保育従事者数の配置の考え方	P.19
Q28	保育従事者数の考え方(休憩時間中の職員)	P.20

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

Q29	主たる開所時間外であって、開所時間の合計が11時間を超えない場合の解釈	P.20
Q30	「保育従事者が1人となる時間帯を最小限とする」ことの解釈	P.20
Q31	主たる保育時間外等で、保育士又は看護師が0名の時間がある場合の考え方	P.21
Q32	1/3の有資格者配置の考え方	P.21

2. 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

Q33	居宅訪問型における民間資格保有者の考え方	P.22
Q34	居宅訪問型において違う保護者の他児と共に利用している場合	P.22
Q35	居宅訪問型において兄弟姉妹が4名以上の場合	P.22

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

Q36	保育室の面積の「概ね」の基準	P.23
-----	----------------	------

2. 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

Q37	保育を行う場所が複数である場合の設備等について	P.23
Q38	「事業所」における「必要な広さ」の考え方	P.24
Q39	保育の実施に必要な備品等の具体例	P.24

3. 共通事項

Q40	「区画」の定義	P.25
Q41	便所の数の考え方	P.25
Q42	便所専用の手洗い設備の必要性	P.25

Question 一覧

Ⅱ.認可外保育施設指導監督基準

第3 非常災害に対する措置

- | | | |
|-----|--------------------------|------|
| Q43 | 「定期的な訓練」の内容 | P.26 |
| Q44 | 避難訓練の実施を確認する方法 | P.26 |
| Q45 | 証明書の再交付の際に求められる避難訓練の実施状況 | P.26 |

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- | | | |
|-----|-----------------------|------|
| Q46 | 避難設備がビルの他の入居者と共用となる場合 | P.27 |
|-----|-----------------------|------|

第5 保育内容

- | | | |
|-----|--------------|------|
| Q47 | 保育計画がない場合の指導 | P.28 |
| Q48 | 保育計画の立て方 | P.28 |

第6 給食

- | | | |
|-----|--------------------------|------|
| Q49 | 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインへの対応 | P.28 |
| Q50 | 0歳児に乳児食・離乳食を与えていない場合 | P.29 |

第7 健康管理・安全確保

(2)児童の発育チェック

- | | | |
|-----|----------------------|------|
| Q51 | 一時預かり児童のみの施設での発育チェック | P.29 |
|-----|----------------------|------|

(3)児童の健康診断

- | | | |
|-----|--|------|
| Q52 | 「継続して保育している児童」の範囲 | P.29 |
| Q53 | 入所前に健康診断を受診済みで入園後1回しか健康診断を受けていない場合の考え方 | P.30 |
| Q54 | 乳幼児の健康診断の「利用開始時」の考え方 | P.30 |
| Q55 | 年度途中の入園児童への健康診断 | P.30 |

(4)職員の健康診断

- | | | |
|-----|----------------------|------|
| Q56 | 調理をせず食事の介助のみを行う職員の検便 | P.31 |
| Q57 | 検便について「調理に携わる」の範囲 | P.31 |
| Q58 | 検便の実施確認の方法 | P.31 |
| Q59 | 短時間労働者への健康診断実施の必要性 | P.32 |

Question 一覧

Ⅱ.認可外保育施設指導監督基準

(6)感染症への対応

- Q60 1人ひとり異なる備品を準備するものについて、洗浄・洗濯等を行った場合の取扱い P.33

(8)安全確保

- Q61 救命措置が可能となる実技訓練の内容 P.33
- Q62 安全点検の頻度 P.33

第8 利用者への情報提供

- Q63 「開所している時間」における延長保育の記載について P.34
- Q64 事業所内の保育施設におけるサービス内容の提示 P.34
- Q65 提示物と書面交付の内容における「提携する医療機関」の記載 P.34
- Q66 医療機関との提携として求められる内容 P.34
- Q67 管理者の住所の書面等交付を行わない施設への指導 P.35

認可外保育施設指導監督の指針

第1. 総則 2. この指針の対象となる施設に関して

Q1

市町村が設置している公立認可外保育施設のうち、へき地保育所は届出の対象となりますか。

A1

へき地保育所は、児童福祉法施行規則第49条の2に規定する届出対象外施設には列挙されていません。また、留意事項8において「公立の認可外保育施設も届出対象」としているため、届出対象となります。（「児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について」（R1.9.27付け子発0927第6号通知）を参照ください。）

Q2

幼稚園に併設している認可外保育施設については、届出の対象となりますか。

A2

幼稚園に併設している認可外保育施設について、幼稚園における子育て支援活動等とは区別された形で乳幼児が保育されている場合には、認可外保育施設としての届出の対象となり、指導監督を行う必要があるため、指導監督基準に基づき指導してください。（「児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について」（R1.9.27付け子発0927第6号通知）を参照ください。）

（留意事項8）届出対象施設

（前略）

また、以下の施設（ただし、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第59条の指導監督の対象であることは言うまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第49条の2）。

（中略）

③認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

認可外保育施設指導監督の指針

Q3

(留意事項2)における教育を目的とする施設の「1日4時間以上、週5日、年間39週以上」の解釈は、3つ全てを満たすものが対象となるのでしょうか、いずれか1つでも満たすものが対象となるのでしょうか。

A3

3つ全てを満たすものは保育されている実態があると考えられますが、それ以外であっても、乳幼児が保育されている実態がある(=認可外保育施設と取扱う)と判断しうる場合があります。その判断にあたっては、留意事項2に記載のとおり、当該施設のプログラムの内容等その運営状況に応じ、総合的にご判断ください。

(留意事項2) 教育を目的とする施設の取扱い

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び各種学校以外の幼児教育を目的とする施設(法第6条の3第11項の業務を目的とする施設を除く。)については、乳幼児が保育されている実態がある場合は、法の対象となる。

なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

Q4

1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は、児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務、同条第11項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設のいずれかに整理されるという理解でよろしいでしょうか。

A4

お見込みのとおりです。

Q5

企業主導型保育事業は証明書の交付対象となるのでしょうか。

A5

企業主導型保育事業は、児童福祉法の規定により届出が義務付けられている施設であり、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の別紙交付要領第1の2より、証明書の交付対象となります。

認可外保育施設指導監督の指針

第1. 総則 3 指導監督の事項及び方法に関して

Q6

指導監督は証明書通知に基づき効果的・効率的に行うこととされていますが、国の指導監督基準よりも詳細な内容が規定されている部分などがあります。そのため、事業者は国の指導監督基準だけでなく、証明書通知の評価基準も満たす必要があるのでしょうか。

A6

お見込みのとおりです。
証明書通知は、その交付要領第1の1にあるとおり、国の「指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し、都道府県知事等が行う証明書の交付に関して必要な事項を定めるもの」であり、その評価基準は、「指導監督基準に沿って、・・・文書指導を行うべきものと口頭指導による対応が可能なものに整理」したものであることから、証明書通知の評価基準は、国の指導監督基準の解釈・運用あるいは指導監督に当たっての確認の仕方・観点等について、こども家庭庁としての見解をお示ししたものと考えています。

第1. 総則 4 認可外保育施設の把握に関して

Q7

就学児童の預かりのみを実施している施設・ベビーシッターについては、認可外保育施設としての届出は必要か。

A7

就学児童のみの預かりを実施している施設、ベビーシッターであっても、児童福祉法第6条の3 第9項から12項においては、その対象を「児童」と規定していることから、これらの項目に規定する業務を目的とする施設においては、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は届出の対象とすべきと考えられます。

また、児童福祉法第6条の3 第10項、12項においてはそれぞれの第1号を踏まえていることに留意ください。

なお、当該施設においても認可外指導監督基準に準じる必要があることは言うまでもありません。

認可外保育施設指導監督の指針

Q8

「半年を限度として臨時に設置される施設」について、例えば、会社のイベント等で年に数日間しか開園しないものの、それが毎年行われている場合には、該当しますか。

A8

上記については、「半年を限度として臨時に設置される施設」に該当すると思います。

(留意事項8) 届出対象施設
(前略)

また、以下の施設(ただし、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。)は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第59条の指導監督の対象であることは言うまでもない(児童福祉法施行規則(以下「施行規則」という。)第49条の2)。

(中略)

② 半年を限度として臨時に設置される施設(例: イベント付置施設等)

Q9

(留意事項9) 届出事項(施行規則第49条の3)①の「施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合は、その命令の内容を含む)」について、過去に事業停止命令等を受けた設置者が会社の一部門にあった場合、今回の設置者が会社の本社や別部門としてなされるものについても対象となりますか。また、過去に処分を受けた設置者が法人であったとして、その法人の代表者個人が今回の設置者となる場合も対象となりますか。

A9

過去の事業停止命令等を受けた設置者と今回届出のあった設置者が実態として同一であるかどうかにより判断すべきですが、前者については基本的に同一であるとみなして差し支えないものと考えます。後者については、当該法人の規模、職員の数、過去の処分における当該代表者個人の責任の大きさ等を踏まえ、判断すべきと考えます。

認可外保育施設指導監督の指針

Q10

児童福祉法第62条の4に過料の規定がありますが、事業開始や変更後の1か月以内の届出期限をどの程度過ぎた場合に過料を求めるべきでしょうか。

A10

認可外保育施設指導監督の指針第1の4(3)も参考にしつつ、開設後1か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合は、文書により期限を付し、なお届出を行わない場合は過料に処される可能性があることを付言して届出を促してください。その期限が過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを行ってください。

(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置

届出対象施設であるが、開設後1か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書（電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により期限を付して届出を行うよう求めること。期限が過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを行うこと。また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様であること。

児童福祉法第62条の4

第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

認可外保育施設指導監督の指針

第2 通常の指導監督 2 報告徴収に関して

Q11 運営状況報告がなく、文書による督促をしても提出されません。どのように対応すればよいでしょうか。

A11 運営状況報告がない場合については、文書により期限を付して改めて報告を求めるほか、運営状況報告を児童福祉法第59条に基づく報告徴収の一環として実施している場合には、児童福祉法第62条第7号に基づく罰則が適用されうることも含めて粘り強く指導してください。

児童福祉法第62条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(中略)

7 正当の理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

Q12

(留意事項13) の変更の届出事項について、設置者が法人である場合の「代表者のみの変更」は届出の対象になるのでしょうか。また、「建物その他の設備の規模及び構造」について、具体的にどのような内容が届出の対象になるのでしょうか。

A12

設置者が法人である場合の「代表者のみの変更」については、設置者である法人自体は何ら変わらない場合には変更届の提出は不要と考えられます。

「建物その他の設備の規模及び構造」については、保育室等の面積、鉄筋造り等の構造、建物の階数、専用建物・集合住宅等の建物の形態、住宅地・オフィス街等の立地場所等について届け出ることとなっており、例えば建物の増改築等によりこれらの事項に変更が生じた場合には届出が必要となると想定されます。

(留意事項13)

届出事項のうち、変更が生じた場合に報告をしなければならない事項（施行規則第49条の4）

- ・施設の名称及び所在地（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

認可外保育施設指導監督の指針

Q13

(留意事項14) ①の報告年月日の前日における「保育している」乳幼児の人数は利用人数でしょうか、在籍人数でしょうか。

A13

乳幼児の人数については、報告年月日の前日において実際に利用していた数です。なお、それとは別途利用定員数についても報告事項となっています。

Q14

(留意事項14) ①の報告年月日の前日における「保育に従事している」職員数は出勤数でしょうか、在籍数でしょうか。

A14

職員数については、報告年月日に実際に勤務していた数と、その施設における平均的な職員配置数の両方を報告させてください。(指導監督基準様式5-2参照)。

指導監督基準様式5-2 運営状況報告(抜粋)

⑮職務に従事している職員の配置数										(令和 年 月 日現在)										
A 事業所長				B 保育従事者 (Aを除く)						C合計 (A+B)										
人				人						人										
常勤		非常勤		常勤		人		非常勤		人		常勤		人		非常勤		人		
資格の有無等	・保育業務への従事			保育士	人	保育士	人													
	従事している			看護師	人	看護師	人													
	従事していない			准看護師	人	准看護師	人													
	・資格(従事している場合に記入)			家庭的保育者	人	家庭的保育者	人													
	保育士			基準で定める研修修了者	人	基準で定める研修修了者	人													
	看護師			人	人	人	人													
	准看護師			その他()	人	その他()	人													
その他()			人	人	人	人														

⑯職務に従事している職員の配置予定数(平均的な職員配置)																				
A 事業所長				B 保育従事者 (Aを除く)						C合計 (A+B)										
人				人						人										
常勤		非常勤		常勤		人		非常勤		人		常勤		人		非常勤		人		
資格の有無等	・保育業務への従事			保育士	人	保育士	人													
	従事している			看護師	人	看護師	人													
	従事していない			准看護師	人	准看護師	人													
	・資格(従事している場合に記入)			家庭的保育者	人	家庭的保育者	人													
	保育士			基準で定める研修修了者	人	基準で定める研修修了者	人													
	看護師			人	人	人	人													
	准看護師			その他()	人	その他()	人													
その他()			人	人	人	人														

認可外保育施設指導監督の指針

第2 通常の指導監督 3 立入調査に関して

Q15

届出対象外施設の立入調査についても、認可外保育施設指導監督基準に準じた内容でよいでしょうか。

A15

お見込みのとおりです。

Q16

「認可外保育施設指導監督の指針」の中で「届出対象施設は年一回の立入調査が原則」となっていますが、へき地保育所も同様でしょうか。

A16

へき地保育所は公立の認可外保育施設であり、届出対象施設です（Q1参照）。留意事項8において「この場合、当該施設に対する指導監督は都道府県と市町村が協議の上、効果的・効率的な方法で実施すること。」としており、立入調査を含む指導監督については、都道府県と市町村が協議の上、効果的・効率的な方法で実施してください。

Q17

（留意事項16）における「イ 宿泊を伴う保育」とは、「午前2時から午前7時の時間帯の全部または一部における児童の預かり」という解釈で間違いありませんでしょうか。

A17

お見込みのとおりです。

（留意事項16）

ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、次のいずれかを常時運営しているものをいうものであること（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。）。ただし、ウの「一時預かり」については、都道府県等が確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合をいうものであること。

- ア 夜8時以降の保育
- イ 宿泊を伴う保育
- ウ 一時預かり

認可外保育施設指導監督の指針

Q18

特別立入調査の考え方として、以下の a, b どちらの考え方になりますでしょうか。

- a 重大事故が発生した場合
- b 通常立入調査以外に、何か問題が起こって突発的に施設の立入が必要となった場合

これまで苦情等のあった際に、通常立入調査とは別にして、立ち入りし、状況確認や指導等を実施してはいましたが、これらにおいては、特に特別立入調査として実施したものではありませんでした。

A18

通常立入調査とは別に立入調査等を行う場合については、児童福祉法第59条の規定に基づき実施する（特別立入調査）ことも、一般的な行政指導の一環として実施することも可能ですが、指針3(1)②特別立入調査の対象に記載されているような重大事故が発生した場合等については、法的な根拠に基づき罰則の規定の適用のある特別立入調査として実施することが望ましいと考えられます。

認可外保育施設指導監督の指針 第2 通常の指導監督 3 立入調査(1)立入調査の対象 ②特別立入調査の対象

死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときには、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施すること。

Q19

改善指導後の回答が来ておらず連絡しても回答が来ない場合、再度現地確認すべきでしょうか。また、交付した証明書を返還させる場合、弁明の機会を与える必要はありますか。

A19

認可外保育施設の指導監督の指針第3の2(2)②に記載のとおり、必要に応じ、出頭要請や特別立入調査を行ってください。証明書の返還については、そもそも証明書の交付自体が行政処分ではないと考えられ、その返還を求める行為についても行政処分ではなく、弁明の機会の付与は不要です。

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 2 改善指導

(2) 指導監督の手順 ② 改善指導結果の確認

改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設又は事務所に対する特別立入調査を行うこと。回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様であること。

認可外保育施設指導監督の指針

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 1 改善指導に関して

Q20

改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善の計画を定めることとされていますが、実際に計画を求めても改善につながらない場合、どのように対応すべきでしょうか。

A20

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがいい場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告及び第4項に基づく公表等の措置を行ってください。なお、改善勧告等の事例については、事例集をご参照ください。

認可外保育施設指導監督の指針 第3 問題を有すると認められる場合の指導監督
3 改善勧告 (1) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがいい場合には、留意事項24の重点調査事項の例を踏まえつつ、改善指導に止めずに、法第59条第3項に基づく改善勧告を行うこと。

児童福祉法第59条
(中略)

- ③ 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。
- ④ 都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。



▶事例集(自治体限定公開版)参考

P.13～:「II-1.改善勧告等の措置発出判断のポイント」

P.37～:「IV.ご参考:改善勧告等を発出した個別事例紹介」

認可外保育施設指導監督の指針

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 2 改善勧告に関して

Q21

改善勧告を行う場合の関係機関との調整において、近隣児童福祉施設等に伝えるということは、その児童福祉施設が私立の場合、事実上の公表にあたるのではないのでしょうか。その場合でも、改善勧告を出す段階で近隣の児童福祉施設等との間で調整を行うことは可能でしょうか（児童福祉法第59条第4項では、改善勧告に従わなかったという事実があった後に公表ができると考えられます）。

A21

私立の児童福祉施設との間でも必要に応じて改善勧告を出す前の段階で調整を行うことは可能です。
その具体的な方法としては、例えば、個別の施設名を開示することなく、利用児童の数や属性のみを開示する等、個々の施設が特定されない形で調整を行うことや、施設名等を開示せざるを得ない場合であっても、調整を行う私立の児童福祉施設との間で秘密保持を約束した上で情報開示を行う等の対応が考えられます。

Q22

改善勧告等にあたり、利用児童の受入について検討する必要がありますが、自治体では認可外保育施設の利用者の情報を把握していません。どのように対応すべきでしょうか。

A22

児童福祉法第59条第1項の規定により、設置者又は管理者に対し、利用者情報の報告を求めてください。

児童福祉法第59条

都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第6条の3第9項から第12項まで若しくは第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第35条第3項の届出若しくは認定こども園法第16条の届出をしていないもの又は第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、**必要と認める事項の報告を求め**、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

認可外保育施設指導監督の指針

Q23

認可外保育施設指導監督の指針第3の3(1)に「改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず(略)」とあるが、改善勧告を発出すべき改善指導の繰り返しの回数ほどの程度でしょうか。

A23

一律の回数をお示しすることは困難ですが、形式的な回数ではなく、改善指導を重ねているにも関わらず、むしろ状況が悪化していないか、自治体に対して非協力的な態度ではないか等の状況を踏まえ、改善の見通しについて見極めることが重要です。



▶事例集参考

P.13 ~:「II-1.改善勧告等の措置発出判断のポイント」

P.37 ~:「IV.ご参考:改善勧告等を発出した個別事例紹介」

第4 事業停止命令又は施設閉鎖の対象 に関して

Q24

各命令の要件①の「児童福祉に著しく有害であると認められるとき」の「著しく」の程度はどの程度でしょうか。

A24

「著しく」の程度について、一律に形式的な基準をお示しすることは困難ですが、過去の事例においては、一部改善が見られたとしても、保育従事者不足や、夜間の保育体制の改善がみられない等重大な違反が継続している場合のほか、証拠の改ざんや虚偽の報告、改善していないのに改善したように振る舞う等、悪質な行為が見られるといったこと等が命令発出のポイントとなっています。



▶事例集参考

P.15 ~:「II-1.改善勧告等の措置発出判断のポイント」

P.41 ~:「IV.ご参考:改善勧告等を発出した個別事例紹介」

認可外保育施設指導監督の指針

Q25

各命令の要件③の「当該違反」とはどの違反を指していますか。

A25

「当該違反」とは、施設に対する事業停止命令等の発出の理由となった法令・基準違反を指します。なお、悪質性の判断にあたっては、指針の留意事項24、29についてもご参照ください。

（留意事項24）

立入調査の際には、以下の重点調査事項の例を参考に、改善指導、改善勧告等の実施について検討し、必要な措置を講じること。特に、緊急時の対応については、留意事項28についても留意すること。

【重点調査事項の例】

- ・ 保育士等の職員配置の状況（夜間の複数配置等）
- ・ 事故防止の取組（乳幼児突然死症候群に対する注意（乳児の仰向け寝等）等）
- ・ 適切な食事、衛生管理の徹底
- ・ 人権配慮、虐待防止
- ・ その他、各都道府県等が定める重点調査事項

（留意事項29）

上記の①から③までの具体的事例については、以下のとおり指導監督基準に定める事項に関する実施状況等を想定しているが、これらはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設定し、公表しておくことが望ましい。

- ・ 「第1 保育に従事する者の数及び資格」及び「第2 保育室等の構造、設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの
- ・ 「第1 保育に従事する者の数及び資格」の「1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設」の「(2)保育に従事する者の概ね三分の一（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。」に関して、有資格者が1人もいないもの
- ・ 「第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「(2)保育室を3階に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと」又は「(3)保育室を4階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。」に関して、イに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていないもの
- ・ 認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

認可外保育施設指導監督基準

第1 保育に従事する者の数及び資格 全体について

Q26

「1日に保育する乳幼児の数」が6人以上か5人以下かで基準の内容が分かれています。これは1日に保育する乳幼児の「実数」と解釈してよいのでしょうか。「実数」とすると、定員が5人以下の施設でも6人以上預かる場合、反対に定員が6人以上でも1日では5人以下に留まるなど、預かる乳幼児の実数によって毎日基準が変化する可能性があると考えられます。

A26

「1日に保育する乳幼児の数」は、「定員」により判断します。その上で、定員が5人以下の施設でも6人以上預かることがある場合、定員の変更について指導したうえで、「6人以上」の基準により指導監督するようお願いいたします。他方、定員が6人以上でも日によっては5人以下に留まる可能性がある場合については、定員を6人以上に定めている以上は6人以上預かる可能性があることから、「6人以上」の基準により指導監督を行ってください。

Q27

開所時間の全ての時間帯において、「乳児」「1・2歳児」「3歳児」「4歳以上児」の区分ごとに、常に配置基準に沿った形で、現に保育従事者数を配置して保育する必要があるのでしょうか。それとも、配置基準に沿った計算方法で得られた必要な保育従事者数の総数以上が配置されていれば足り、現に保育する際の配置は配置基準の割合どおりでなくても良いのでしょうか。

A27

保育に従事する者の必要数の算出においては、「乳児」「1・2歳児」「3歳児」「4歳以上児」の年齢別に配置基準に沿って小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する旨、別表 評価基準第1-1に示しています。まずはその計算方法で得られた数以上の保育従事者配置が求められます。なお、「乳児」「1・2歳児」「3歳児」「4歳以上児」の年齢別配置基準は児童の福祉を保障する観点から、定められたものであり、できればその年齢区分ごとに配置基準に沿った形で保育従事者数を確保することが望ましいと考えられます。

認可外保育施設指導監督基準

Q28

必要な保育従事者数は、労働基準法の休憩時間中の職員は除いた数でしょうか。

A28

除きます。

Q29

主たる開所時間が8時～18時（計10時間）の施設の18時～19時（主たる開所時間外）の時間帯は、11時間を超えない時間帯のため、現に保育されている児童が1人でも、保育従事者2人を配置しなければならないのでしょうか。

A29

まず、当該施設において、児童数が多い「主たる開所時間」と言える時間帯が、確かに8時～18時（計10時間）であるかを確認ください。その確認ができた場合には、当該施設の主たる開所時間である10時間を超える時間帯については、「現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること」とする基準を適用して差し支えありません。

Q30

「6人以上19人以下の施設」において、「保育従事者が1人となる時間帯を最小限とする」とありますが、月に数回、朝の時間帯に複数幼児（2～3人）が登園しているにもかかわらず当該時間帯に保育従事者が1人しか配置されていない状況は、基準違反となるのでしょうか。また、「他の職員を配置する」とは、保育に従事しない事務員も該当するのでしょうか。

A30

基準第1の1の点線囲い部分4項目に記載のとおり、基準違反となるか否かは各施設の実態に応じて個別に適切に判断していただく部分となりますが、原則複数配置であるため、「安全面への配慮」が確認されない限りは保育従事者1人配置は認められないものと考えられます。また、「他の職員」については、事務員など保育従事者以外を想定しています。

認可外保育施設指導監督基準

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。

- 6人以上19人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時間帯を判断するに当たっては、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面への配慮などを踏まえ、各施設の実態に応じて、個別に適切に判断される必要があること。

Q31

「常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。」とありますが、これは最低基準でしょうか。主たる保育時間外等で、保育士又は看護師が0名の時間帯があってもよいのでしょうか。

A31

記載は望ましい水準を示したものであり、最低基準ではないことから、保育士又は看護師が0名の時間帯があることをもってただちに指導監督基準違反となるものではありません。

- (2) 保育に従事する者の概ね三分の一（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。

Q32

概ね三分の一以上の有資格者の配置は、常時でしょうか、在籍児童数に対してでしょうか。

A32

在籍児童数に対しての割合ではなく、常時、国の指導監督基準第一の1等により必要とされる現に保育に従事する者の概ね三分の一以上が有資格者である必要があります。

なお、本基準については「概ね」とされていることから、例えば基準を下回る状態が一時的に生じたとしてもただちに問題にはならないものと考えられますが、いずれにしても、恒常的に年齢ごとに必要な保育従事者数を確保することが基本であり、こうした考え方に立って適切に指導するようお願いいたします。

認可外保育施設指導監督基準

第1 保育に従事する者の数及び資格 2. 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

Q33

児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設について、チャイルド minder 等の民間資格保有者を「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」に含めることはできないでしょうか。

A33

「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」の中には、「都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市区町村長その他の機関が行う研修」が含まれることから、ご指摘の民間資格を得るための研修が各都道府県知事等により「都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市区町村長その他の機関が行う研修」として認められる場合には、必要な研修を受講したものとして取り扱うことができると考えます。

Q34

第1の2（1）イにおいて原則1対1の適用外である「兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合」とは、違う保護者の他児（同居ではない）とともに利用している場合も含まれるのでしょうか。

A34

含まれないと考えられます。

Q35

児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設について、兄弟姉妹の場合は、保護者の同意があれば保育者1人に対し複数名の子どもを預かることができるとされていますが、兄弟姉妹が4～6名の場合も保育者1人で預かることは認められますか。

A35

兄弟姉妹の年齢等の状況にもよりますが、原則1対1であることを踏まえ、子どもの安全確保の観点からは、複数名の保育については慎重に判断すべきと考えます。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

- イについて、当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。

認可外保育施設指導監督基準

第2 保育室等の構造、設備及び面積 1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

Q36

「保育室の面積は概ね乳幼児1人当たり1.65m²とありますが、「概ね」の許容範囲はどこまででしょうか。

A36

一律に明示することは困難ですが、この「概ね」は、例えば、季節飾りの設置により一時的に基準を満たさなくなる場合や、ごく僅かに基準を満たない場合などを想定しているものであり、基本的には乳幼児一人当たり1.65m²以上であることが原則です。

第2 保育室等の構造、設備及び面積 2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

Q37

乳幼児の自宅以外の複数の場所（設置者の居宅や保護者の会社への出張など）で保育を行う場合は、児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設のみ可能であると考えられますが、保育を行うすべての場所において、保育室や調理設備、便所等の基準を満たす必要があるのでしょうか。

A37

児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設については、保育を行う場所ごとに設置届を提出し、その場所ごとに保育室や調理設備、便所等の基準を満たす必要があります。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）については、保育室のほか、調理設備及び便所があること。また保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。

認可外保育施設指導監督基準

Q38

児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に関して、「事業所」とは保育従事者個人宅が主に想定されるが、「必要な広さを有する専用の区画」の適否判断はどのように考えればよいでしょうか。

A38

一般的には、指導監督基準により備えることが求められる「児童の状況を明らかにする帳簿等」や、事業主として営業するに当たって必要な財務・税務に関する書類、保育に当たって保育従事者が準備することが必要な備品等が専用のスペースで整理・収納されていれば足りるものと考えられます。

- 2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設
 (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、乳幼児の居宅等について広さ等の要件を求めるものではないが、その事業の運営を行う事業所においては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

Q39

児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に関して、保護者に協力を求めるとする「保育の実施に必要な備品等」は具体的にどのようなものを意図していますか。

A39

証明書交付通知（※）別表評価基準に記載のとおり、玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものを想定しています。

（※）「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）

認可外保育施設指導監督基準

第2 保育室等の構造、設備及び面積 3 共通事項

Q40

基準第2の3(2)の「便所には(略)、保育室及び調理室(調理設備を含む。以下同じ。)と区画されており」とありますが、「区画」とは壁で完全に区切ることなのか、保育室等と空間を同じにしているが1m程度の仕切り等で仕切るだけでよいのでしょうか。

A40

衛生面や安全面の観点から、壁で仕切られていることが基本と考えられますが、施設の実情によりこれにより難しい場合には、衛生面や安全面に十分配慮した上で、これに準じた対応により区画することも差し支えないものと考えられます。

Q41

基準第2の3(2)の「便器の数はおおむね幼児20人につき1以上」とされていますが、「幼児20人」とは「定員」、「基準月の総乳幼児数」又は「日々の保育人数」のどれを指しますか。例えば、定員を40人としているが、日々の利用者は20人前後の施設において、便器はいくつ必要となりますか。

A41

「定員」を基準として考えることとなります。ご指摘の事例の場合、日々の保育する児童数が20人以下とのことですので、便器の数は1つで事足りりますが、定員を40人としている以上、40人預かる場合が発生する可能性があるとのことなので、対応できるよう2以上の便器が設置してあることが本来必要です。ただし、施設の改修などはすぐに行うことは難しいと考えられるため、仮に足りていない場合定員の変更についての指導をご検討ください。

Q42

便所の手洗設備について、評価基準では「便所用」とあるが、便所専用の手洗設備が必須であり、保育と便所の兼用使用は不可という解釈でよいでしょうか。また、保育室内にある手洗設備は、「便所用」と見なすことができますか。

A42

便所専用の手洗設備が原則として必要となります(基準では便所は保育室等と区画されている必要があり、その「便所」には手洗い設備が設けられている必要があるため)。ただし、施設の構造上やむを得ない場合に、便所の近くに設置され、便所と手洗い設備との間の動線上、保育や児童の環境衛生に問題がないと見なせる場所にある手洗い設備を代替措置として「便所専用」とみなすこともできるものと考えられます。

第3 非常災害に対する措置

Q43

複数の保育に従事する者を雇用している居宅訪問型事業者の評価基準にある「定期的な訓練」とはどのような内容が想定されますか。

A43

例えば消火用具の使用訓練や、保育中における避難時のシミュレーション（机上訓練）等が想定されます。

Q44

避難訓練は毎月実施が必要な事項とされていますが、どのように確認すればよいのでしょうか。また、具体的にどのような内容が実施されていればよいのでしょうか。

A44

例えば施設の行事予定や訓練の実施計画、訓練の実施記録を確認することや、個々の職員に聞き取りすること等が考えられます。訓練の内容については、原則として、避難及び消火に関する訓練のいずれもが実施されていることが必要です。

Q45

避難訓練が毎月定期的に行われていないことにより証明書を返還することになりますが、施設側から証明書の再交付の希望があった場合に、どの程度の改善がされていれば証明書の交付が可能であると判断してよいのでしょうか。

A45

避難訓練については、少なくとも毎月実施されている場合に基準適合となりますが、例えば、訓練の実施計画の提出を求めた上で、最初の2、3ヶ月の実施状況を確認した上で証明書を交付し、その後も定期的にフォローアップするなどの方法が考えられます。

認可外保育施設指導監督基準

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

Q46

避難に適した「常用」と「避難用」として求められる設備として、それぞれ当該認可外保育施設の専用のものでなければならないのでしょうか。それとも、ビルの一室を借用する場合など、他の入居者と共用するものでもよいのでしょうか。

A46

乳幼児の避難に適しているものであれば、ビルの一室を借用する場合などは他の入居者と共用することは差し支えありません。

- (1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。なお、保育室を2階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

常用	①屋内階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段

認可外保育施設指導監督基準

第5 保育内容

Q47

簡素なデイリープログラム等の設定はあるものの、保育所保育指針に基づいた保育計画の作成がない場合は文書指導の対象となるのでしょうか。また、対象となる場合、個人運営のごく小規模な施設においても同様の取り扱いでよいのでしょうか。

A47

指導監督基準では、児童の健康的な生活リズムが保たれるよう十分配慮がなされた保育の計画を定めること等が求められます。保育所保育指針に対する理解を深めた上で保育の計画を作成いただくことが求められます。小規模な施設においても同様です。

Q48

「乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。」とありますが、保育所保育指針に沿って（あるいは参考に）保育の計画を立てるという理解でよいのでしょうか。

A48

保育所保育指針に対する理解を深めた上で、その趣旨を踏まえて保育の計画を作成いただくことが求められます。

(1) 保育の内容

- イ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

第6 給食

Q49

児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設において食物アレルギーを持つ児童に食事を提供する場合、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の「生活管理指導表」が必要となるのでしょうか。

A49

児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の対象外のため、「生活管理指導表」の作成は必須ではありません。ただし、アレルギーを持つ児童の預かりを行い、食事の提供を行う場合には、保護者との間で、アレルギーに関する必要な情報共有が必要になるところ、その際に、「生活管理指導表」の各項目を参考にさせていただくことも有効と考えます。

認可外保育施設指導監督基準

Q50

「児童の年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容とすること」とありますが、0～2歳児を保育する施設において、0歳児に乳児食・離乳食の提供を行わず、ミルクのみを提供している場合、文書指導の対象とすることはできますか。

A50

各児童の発達の状況等にもよりますが、離乳食期に入っているにも関わらず、特段の合理的な理由なく、ミルクのみ提供している場合は、基準違反となりうるものと考えられます。

(2) 食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

第7 健康管理・安全確保 (2)児童の発育チェック

Q51

一時預かり児童のみの施設等で、一部発育チェックが行われていない児童がいる場合、指導の対象となるのでしょうか。

A51

一時預かり児童のみの施設であっても、実態として定期的に利用がなされており、定期的な発育チェックを行うことが可能である児童については、これを行う必要があるものと考えられます。
一方、一度きり、あるいは不定期な一時預かりの児童であれば、発育チェックが行われなくてもやむを得ないものと考えます。

第7 健康管理・安全確保 (3)児童の健康診断

Q52

「継続して保育している児童」の範囲はどのように考えればよいですか。

A52

預かりの頻度がどのくらいか、定期的に預かっているかどうか、どのくらいの期間利用しているかなどの情報を基に、児童の心身の状態に応じた保育を可能とするという児童の健康診断の意義の観点から、当該認可外保育施設において、当該児童の健康状態を把握させるべきか否かをご判断ください。

認可外保育施設指導監督基準

Q53

入所前に健康診断を受診済みの児童で、別途園での健康診断を1回しか受けていない場合、指導の対象となりますか。

A53

入所前に受診済みであれば、その結果を保護者から提出いただくことで入所時の健康診断に代えることは可能です。入所後は、1年に2回、施設として健康診断を実施することが必要となります。個別の児童が、どのタイミングの健康診断を受診すべきかについては、直近の健康診断の受診からの期間などを考慮して判断するよう施設への指導をお願いします。（Q55も参考）

Q54

乳幼児の健康診断の「利用開始時（利用決定前）」について、時期は、いつからいつまでと解釈すればよいでしょうか。

A54

評価基準第7の3のaのとおり、なるべく、入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合には入所（利用開始）後、直ちに実施する必要があります。

なお、この場合、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよいこととなっておりますが、その健康診断のタイミングとしては、入所後の健康診断が1年に2回であることも考慮し、概ね入所半年前以降のものであればよいと考えられます。

Q55

利用開始時及び1年に2回の健康診断について、年度の途中（夏や秋）に入所した児童に対して受診を求める回数をどのように考えるべきでしょうか。

A55

評価基準の記載を参考に、概ね6か月に1回と考えていただきたい。

（3）児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

認可外保育施設指導監督基準

第7 健康管理・安全確保 (4)職員の健康診断

Q56

調理に携わる職員と、食事の介助に携わる職員が異なる場合、食事の介助に携わる職員が検便を行っていないことは指導の対象となりますか。

A56

基本的に、検便の実施は調理に携わる職員が対象となるため、食事の介助のみに携わる職員が検便を行っていないことは指導対象とならないものと考えます。

(4) 職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

イ 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。

- 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。
- イについて、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じ、必要に応じて本基準を適用すること。

Q57

検便を求める職員について、「調理に携わる」とは具体的にどこまでの範囲を指すのでしょうか。例えば、調乳は含まれると考えられますか。

A57

網羅的に記載することは困難ですが、調乳は「調理に携わる」に含まれるものと考えられます。

Q58

評価基準において、検便は毎月実施が必要な事項とされていますが、どのように確認すればよいのでしょうか。

A58

検便であれば、例えば検査業者とのやり取りを示す書面（キットの納品書や検体回収通知等）を確認することが考えられます。

認可外保育施設指導監督基準

第7 健康管理・安全確保 (4)職員の健康診断

Q59

短時間労働者に対しても健康診断の実施の必要がありますか。

A59

短時間労働者であっても、①1年以上の長さで雇用契約をしている、雇用期間を全く定めていない、又は既に1年以上引き続いて雇用されている労働者であって、②その者の1週間の労働時間が当該事業場における通常の労働者の4分の3以上である場合には、健康診断が必要とされており、認可外保育施設についても同様です。

○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

第66条第1項 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。

○平成31年1月30日付け基発0130第1号・職発0130第6号・雇均発0130第1号・開発0130第1号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」（抄）

11(4)ト 健康診断

事業主は、健康診断については、短時間・有期雇用労働者に対し、労働安全衛生法第66条に基づき、次に掲げる健康診断を実施する必要があること。

(イ)常時使用する短時間労働者に対し、雇入れの際に行う健康診断および1年以内ごとに1回、定期に行う健康診断

(中略)

この場合において、事業主が同法の一般健康診断を行うべき「常時使用する短時間・有期雇用労働者」とは、次の①及び②のいずれの要件も満たす者であること。

① 無期雇用労働者（有期雇用労働者であって、当該契約の契約期間が1年（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第45条において引用する同規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する有期雇用労働者にあつては6か月。以下この①において同じ。）以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。）であること。

② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

なお、1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3未満である短時間労働者であっても上記の①の要件に該当し、1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数のおおむね2分の1以上である者に対しても一般健康診断を実施することが望ましいこと。

認可外保育施設指導監督基準

第7 健康管理・安全確保 (6)感染症への対応

Q60

歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは一人一人のものを準備することとなっていますが、評価事項には「洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。」とあります。洗浄、洗濯等を行えば共用してもよいということでしょうか。

A60

コップ、タオル、ハンカチについては、一人ひとり準備されたものについて、適切に洗浄、洗濯がなされていれば、洗浄、洗濯前後で異なる者が使用していても問題ないものと思料します（洗浄、洗濯等が行われていても、同時に複数の児童が共用することはしないようにしてください）。歯ブラシについては、一人一人のものを準備いただくことが必要と考えます。
ただし、感染症が発生している、又はその疑いがある状況下においては、上記にかかわらず、一人一人のものを準備いただくことが望ましいものと考えられます。

第7 健康管理・安全確保 (8)安全確保

Q61

救命措置が可能となるような訓練の実施が求められていますが、具体的に求められる内容や回数を教えてください。

A61

消防当局が実施している消防講習等を受講していただくことを想定しています。消防当局によっては、講習修了の有効期限を定めていないところもありますが、技術の維持のために3年に1度の受講を推奨していることから、指導に当たって参考にしてください。

Q62

必要とされる安全点検の頻度はどの程度でしょうか。

A62

点検対象となる設備・場所等により、必要となる点検の頻度は異なるものと考えられます。
杓子定規に頻度を定めることなく、例えば、窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育室等に置かれていないか等の確認は毎日の点検が必要、園庭の遊具の劣化度の点検については一定期間に1度で足りる、といった形で、点検対象となる設備・場所等に応じた指導をお願いします。

第8 利用者への情報提供

Q63

第8（1）において、掲示すべき内容のうち、「開所している時間」に延長保育時間は含めるべきでしょうか。

A63

「延長保育時間」と明記するなど利用者が混乱しないよう工夫したうえで、記載すべきと考えられます。

Q64

事業所内で従業員のみ施設であっても、サービス内容の掲示は必要でしょうか。

A64

必要となります。

Q65

第8（1）（2）の掲示物と書面交付の内容について、「提携する医療機関」とありますが、指導監督基準には「提携医療機関が必須」とは記されていません。提携医療機関がない場合は、掲示及び交付は不要となるのか、『該当なし』等の掲示等が必要でしょうか。

A65

提携医療機関がない場合は、「該当なし」等の掲示等が必要となります。

Q66

医療機関との提携の内容についてご教示ください。

A66

例えば、児童の健康診断の実施のほか、子どもの症状の急変時等の相談・診察などが想定されます。

Q67

個人情報保護の観点から、管理者の住所の書面等交付をしない施設に対して、どのように指導を行えばよいでしょうか。例えば、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（個人）の場合は、個人住所の公表となることもあり、設置者住所についても利用者へ書面交付等していない場合があります。

A67

設置者や管理者の氏名及び住所を記載する趣旨の一つは、契約の相手方に対して、保育中のトラブルが発生した場合も見据えて、契約当事者として必要な情報開示を行う点にあります。児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であっても同様であり、こうした趣旨について理解を求める必要があります。